

# 令和5年度に実施した個別指導に おいて保険薬局に改善を求めた主な 指摘事項

四 国 厚 生 支 局

令 和 6 年 9 月

# 目次

## I 調剤全般に関する事項

- 1 処方内容に関する薬学的確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

## II 調剤技術料に関する事項

- 1 自家製剤加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

## III 薬学管理料に関する事項

- 1 薬剤服用歴等・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 重複投薬・相互作用等防止加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 特定薬剤管理指導加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

## I 調剤全般に関する事項

### 1 処方内容に関する薬学的確認

(1) 処方内容について確認を適切に行っていない(処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。)次の例が認められたので改めること。

- ① 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果(適応症)での処方が疑われるもの
  - ア ジャヌビア<sup>®</sup> 50mg (ステロイド糖尿病のための処方が疑われる)
- ② 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
  - ア アロチノロール塩酸塩錠 10mg 「JG」 1日1回朝食後
- ③ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
  - ア トルバプタン OD 錠 7.5mg 「DESP」 5錠 頓服1回 0.5錠
  - イ 人工涙液マイティア点眼液 5ml 5瓶 1日1回 両眼点眼
- ④ 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの
  - ア トランコロンP 配合錠とアコファイド錠 100mg
  - イ トランコロンP 配合錠とドンペリドン錠 10mg

## II 調剤技術料に関する事項

### 1 自家製剤加算

(1) 自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 自家製剤する必要のない処方に自家製剤加算を算定している。

## III 薬学管理料に関する事項

### 1 薬剤服用歴等

(1) 薬剤服用歴等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の事項の記載が不十分である。
  - ア 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況

### 2 重複投薬・相互作用等防止加算

(1) 重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 「残薬調整に係るもの以外の場合(薬学的観点から必要と認める事項)」に、「残薬調整に係るもの」の加算を算定している。

### 3 特定薬剤管理指導加算

(1) 特定薬剤管理指導加算1について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
  - ア 慢性心不全に用いたビソプロロール<sup>®</sup> 0.625mg 「JG」
  - イ 不育症の抗リン脂質抗体症候群に用いたアスピリン<sup>®</sup> 腸溶錠 100mg 「JG」